

諮問第122号の答申
民間給与実態統計調査の変更について（案）

本委員会は、諮問第122号による民間給与実態統計調査（平成31年度（2019年度））に実施する調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

平成31年1月22日付け官企7-1号により国税庁長官から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「民間給与実態統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

(2) 理由等

ア 給与所得者の選定の見直し

本申請では、表1のとおり、調査対象源泉徴収義務者における調査対象給与所得者の層別抽出率の一部を引き下げ、調査対象者数の縮減を計画している。

表1 抽出率の見直し

層別	源泉徴収義務者の給与所得者数の区分（A）	全体としての調査対象源泉徴収義務者の抽出率（B）	調査対象源泉徴収義務者における調査対象給与所得者の抽出率（C）		全体としての調査対象給与所得者の抽出率（D） 【=（B）×（C）】	
			変更前	変更後	変更前	変更後
第1層	1～9人	1/400	1/1	1/1	1/400	1/400
第2層	10～29人	1/200	1/2	1/2	1/400	1/400
第3層	30～99人	1/60	1/5	1/6	1/300	1/360
第4層	100～499人	1/15	1/20	1/20	1/300	1/300
第5層	500～999人	1/3	1/50	1/100	1/150	1/300
第6層	1,000～4,999人	1/1	1/100	1/200	1/100	1/200
第7層	5,000人以上	1/1	1/200	1/200 (上限100人)	1/200	1/200 (上限100人)
第8層	本社	1/1	1/10	1/20	1/10	1/20

これについては、財務省の「『行政手続コスト』削減のための基本計画」（平成30年（2018年）3月改定。）の重点分野「調査・統計に対する協力」において、「標本数の削減等の実施の可否について、統計の精度にも留意しながら平成30年度中に検討する。」とされたことに対応し、報告義務者である源泉徴収義務者の記入負担の軽減を図るものであることから、おおむね適当と考える。

一方で、本調査は、抽出率に重点をおいた標本設計を採用しているが、本来は、利活用目的を踏まえた目標精度を設定した上で、その達成に必要な標本数を確保するための抽出率を定めるべきである。

については、本調査の標本設計について、抜本的な見直しに向けて検討する必要があることを指摘する。

イ 今回の変更事項以外の検討すべき事項

○ 労働者区分の妥当性

本調査では、給与所得者の「職務」を把握するため、「パートタイマー、アルバイト等、非正規の給与所得者」の選択肢を設けている。

これについては、非正規雇用には様々な類型があり、その給与体系も区々となっている中、「非正規の給与所得者」を一括して区分することが適当か疑問はあるものの、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ）を適用した場合、時系列の結果に影響が生じる可能性も否定できないことから、現在の区分のまま実施することはやむを得ないものと考えられる。

しかしながら、他統計との比較可能性の向上などの観点から、本調査においても、同ガイドラインの適用に向け、速やかに検討する必要があることを指摘する。

2 未諮問基幹統計の確認結果における検討課題について

本調査は、平成27年2月19日の第57回基本計画部会において、未諮問基幹統計の確認の対象となり議論された経緯があり、その後、第58回基本計画部会（平成27年3月23日）において、表2のとおり、①表章形式の見直し、②オンライン報告の拡大、③統計作成の効率性の向上が検討課題として示されている。

表2 未諮問基幹統計の確認における検討課題

○ 今後は、表章形式の見直し（給与階級区分、事業所規模区分の細分化等）による提供情報の充実やオンライン報告の拡大及び統計作成の効率性の向上（税務署が保有している行政記録情報を活用した報告者負担の軽減等）について、費用便益を考えた上で不断の検討を進めていく必要がある。意見を聞くなどにより、次回調査計画（平成30年）の企画時期までに結論を得ること
--

(1) このうち、①の対応について、事業所規模区分については、「10人未満」の層を「1人から4人」と「5人から9人」に細分化した表章を開始しているが、給与階級区分については、サンプルサイズの問題から、対応が見送られている。

これについては、調査結果の利活用ニーズを勘案し、年収1,000万円以上の給与階級区

分の細分化に加え、正規・非正規の雇用別や男女別、など集計事項の充実を検討する必要があることを指摘する。

また、本調査については、類似する統計調査の正規・非正規別の割合との差異について指摘もあり、源泉徴収義務者に委ねられている給与所得者の抽出に関する実態把握や、類似統計調査との差異についても検討しながら、本調査のさらなる改善を継続して目指すべきことを指摘する。

- (2) ②の対応について、国税庁は、更なるオンライン利用率の向上を目指し、①報告者への利用勧奨チラシや利用手引きの送付、②調査内容の周知や督促の際のオンライン利用勧奨などに取り組んでおり、オンライン回答率は表3のとおり、過去3年間、上昇傾向にあることから、引き続き、オンライン回答率の向上に努めることを期待したい。

表3 オンライン調査の利用率の推移

平成27年度	平成28年度	平成29年度
15.3%	17.6%	29.2%

- (3) 最後に、③の対応について、本調査では、報告者負担の軽減を図るため、国税庁の保有する行政記録情報を基に、企業情報を調査票にプレプリントした上で、源泉徴収義務者に調査票を配布するなどの取組を推進しているところである。

これについては、報告者負担の更なる軽減を図る観点から、オンライン調査の推進と合わせて、本調査結果の直接的な活用を含め、KSKシステムなどに蓄積された情報の活用などによる報告者負担の軽減方策を検討する必要があることを指摘する。

3 回収率の向上方策

本調査の回収率は、過去3年間約75%で推移している。

これについては、本調査結果の利用に当たって、影響を及ぼすことも懸念されることから、国税庁が保有するデータを活用し、本調査の集計結果を分析することにより、無回答票に偏りが生じているかを検証し、偏りがある場合には対応方策を検討する必要があることを指摘する。

4 今後の課題

(1) 利活用目的を踏まえた標本設計の見直しに向けた検討

本来は、利活用目的を踏まえた目標精度を設定した上で、その達成に必要な標本数を確保するための抽出率を定めるべきであることから、標本設計の抜本的な見直しに向けて検討し、次回調査（平成32年度（2020年度）予定）の企画時期までに取組の方向性に関する一定の結論を得ること。

(2) 労働者区分のガイドラインの適用に向けた検討

給与所得者の「職務」を把握する選択肢「パートタイマー、アルバイト等、非正規の給与所得者」については、①非正規雇用には様々な類型があり、その給与体系も区々となっている中、一括した区分の妥当性や、②他統計との比較可能性の向上や的確な実態

把握の観点から、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」適用に向け、速やかに検討を開始し、次回調査（平成32年度（2020年度）予定）の企画時期までに結論を得ること。

（3）集計事項の充実に向けた検討

調査結果の利活用ニーズを勘案し、年収1,000万円以上の給与階級区分の細分化に加え、正規・非正規の雇用別や男女別など集計事項の充実について検討し、次回調査（平成32年度（2020年度）予定）の企画時期までに結論を得ること。

なお、本調査については、類似する統計調査の正規・非正規別の割合と差異が生じているとの指摘もあることから、源泉徴収義務者に委ねられている給与所得者の抽出に関する実態把握や、類似統計調査との差異に関して検証し、改善を検討した上で、次回調査（平成32年度（2020年度）予定）の企画時期までに今後の取組についての一定の結論を得ること。

（4）オンライン調査の推進や行政記録情報の更なる活用等による報告者負担の軽減

報告者負担軽減の観点から、オンライン調査の更なる推進と併せて、本調査結果の直接的な活用を含め、K S Kシステムに蓄積された情報の活用などによる報告者負担の軽減方策を検討し、次回調査（平成32年度（2020年度）予定）の企画時期までに一定の結論を得ること。

（5）無回答票の偏りに関する検証・検討

本調査においては、約2割の無回答票が発生し、結果利用にも影響を及ぼしかねないことから、国税庁が保有するデータを活用するなどして、無回答票に偏りが生じているかを検証し、偏りが生じている場合には対応方策を検討した上で、次回調査（平成32年度（2020年度）予定）の企画時期までに結論を得ること。